

【事案Ⅲ－２】火災共済金請求

・平成 28 年 6 月 28 日 申立取下げ

<事案の概要>

申立人は、過電圧による電化製品の燃焼及び破損の被害について、火災共済金の支払請求を行ったところ、被申立人は、約款・事業規約上の「火災」の定義に該当しないとして共済金支払非該当と回答したため、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、約款・事業規約に基づき火災共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 26 年 6 月、漏電ブレーカーの中性線欠相のために過電圧が発生し、家庭内の電化製品の多くに燃焼や破損の被害を受けた。
- (2) 被申立人に事故の発生報告をしたところ、平成 26 年 7 月、担当者が申立人宅に来て、調査と称し、目視と写真撮影をあわせて 20 分程度行った。その翌日、担当者から約款・事業規約上の「火災」の定義から外れるため、共済金支払の対象外であるとの電話連絡があった。
- (3) 上記より、申立人は共済金支払不可と決定されたものと認識し、調停・裁判以外に方法が無いとの理解で進めてきたが、平成 27 年 8 月、日本共済協会に ADR に関する問合わせをしたことを契機として、その後の被申立人への電話及び書面による確認の結果、本件はこの時点で正式に共済金支払請求を行っておらず、被申立人側も（共済金支払不可である旨の）正式決定を行っていない事実が判明した。
結果として、共済金支払決定権限を持たない人物の発言に惑わされ、1 年間もの期間を浪費することになった。
- (4) その後、申立人の求めに応じて、被申立人から平成 27 年 9 月、文書により共済金の支払が不可である旨が正式通知され、さらに平成 27 年 11 月、文書により内容が補足されたが、その理由は、燃焼現象が自然に鎮火しており、「人の意に反して拡大する消火の必要のある燃焼現象」に当たらないこと、ブレーカーを落とす行為が「消火」には当たらないこと等により、約款・事業規約上の「火災」の定義に該当しないとのことであった。
- (5) 被申立人の上記説明は、自然鎮火をしたとする根拠、消火方法の判断基準を示す根拠等において合理性がなく、説明にあった被申立人が過去に火災と認定したとする事例との間にも矛盾があり、本件火災共済金の支払不可との判断には納得できない。

<共済団体の主張>

- (1) 被申立人は、一部被害物について、火災により損害が生じている可能性があることを認める。ついては、損害額の確定のため被害物及び損害状況について、申立人に調査協力を求める。
- (2) 申立人から提出された関係機関の調査結果資料を確認したところ、一部被害物について黒く焦げた焼損の損害が確認できる。
ついては、損害額の確定のため、被害物及び被害状況に係る調査を行いたい。

<裁定の概要>

被申立人が再調査を実施し、この結果を踏まえ、被申立人より改めて支払額を提示した結果、当事者間での和解が成立し、申立人より申立てを取り下げる旨の申し出があったため、裁定手続規則第30条第1項に基づき裁定を終了した。